

令和6年度五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対し、その住居費、引越費用、住居のリフォーム費用の一部を予算の範囲において、五城目町新婚さん生活応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 支払期間 新婚世帯が、婚姻に伴う新生活に係る必要経費を事業者等へ支払う期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
- (3) 住居費 結婚を機に新たに住居を購入、賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (4) 引越費用 婚姻に伴い引越しに要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (5) 住居のリフォーム費用 婚姻を機とした当該住宅のリフォームに要した費用で、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については補助対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、申請日時点における直近の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）の場合にあっては、記載する計算方法により算出した金額とする。

- (ア) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与

された資金をいう。)の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を
控除した金額とする。

- (2) 対象となる住居が五城目町内にあり、申請日時点において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 町税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、新婚世帯が支払期間中に支払った住居費、引越費用及び住宅のリフォーム費用を合わせた額を対象として、婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の世帯は1世帯当たり60万円、その他の世帯は1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助期間は、令和6年4月1日以降、補助金の交付を初めて申請した日から令和7年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 各種領収書(住居取得費用・賃貸費用・引越費用・リフォーム費用)
- (5) 入金口座の通帳の写し
- (6) 売買契約書の写し(住居取得の場合)
- (7) 賃貸借契約書の写し(賃貸借の場合)
- (8) 工事請負契約書又は請書の写し(リフォームの場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(別記様式第2号)
- (10) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(奨学金返済を行っている場合)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付申請書（別記様式第4号。以下「変更申請」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書に基づき、五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）に申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の補助対象者からの請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。
- 3 第1項に規定する請求書等は、実績報告書を兼ねるものとする。

（補助金の額の確定通知）

第8条 補助金の額の確定通知は、これを省略するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3）その他この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

五城目町長 様

住 所
氏 名
電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付申請書

五城目町新婚さん生活応援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日		令和 年 月 日	
2 事業内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × ケ月 = 円
	引越し	引越した日	令和 年 月 日
		費用 (E)	円
	リフォーム	リフォームした日	令和 年 月 日
		費用 (F)	円
合計 (A + D + E + F)		円	
3 助成期間		令和 年 月 から 令和 年 月まで 月分	
4 公的制度による家賃補助		☐ 私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。	
5 添付書類		☐ 戸籍謄本 ☐ 所得証明書（夫・妻） ☐ 納税証明書（夫・妻） ☐ 各種領収書（住居取得費用・賃貸費用・引越費用・リフォーム費用） ☐ 入金口座の通帳の写し ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 工事請負契約書又は請書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（様式第 2 号） ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類	

五城目町長 様

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔	年	月現在	〕
	住宅手当	月額	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

様

五城目町長

印

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金
については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金

千円

令和 年 月 日

五城目町長

様

住 所
氏 名
電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け五城目町指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容		令和 年 月 日	
事業内訳の変更	住居費 (購入)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	令和 年 月 日
		家 賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × ケ月 = 円
	引越し	引越した日	令和 年 月 日
		費用 (E)	円
	リフォーム	リフォームした日	令和 年 月 日
		費用 (F)	円
合計 (A + D + E + F)	円		
その他の変更			
2 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。		☐ 戸籍謄本 ☐ 所得証明書 (夫・妻) ☐ 納税証明書 (夫・妻) ☐ 各種領収書 (住居取得費用・賃貸費用・引越費用・リフォーム費用) ☐ 入金口座の通帳の写し ☐ 売買契約書の写し ☐ 賃貸借契約書の写し ☐ 工事請負契約書又は請書の写し ☐ 住宅手当支給証明書 (様式第 2 号) ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類	

様式第5号（第6条関係）

令和 年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

様

五城目町長

印

五城目町新婚さん生活応援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更交付申請のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

金

千円

令和 年 月 日

五城目町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

五城目町新婚さん生活応援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け、第 号で交付額の確定のあった五城目町新婚さん生活応援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【助成金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【助成金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。